

令和8年度放課後児童クラブ入会申込の手引

【注意】児童クラブの入会は、年度を単位としているため、年度ごとに申請が必要となります。

入会要件

対象となるのは次のすべてに該当する場合です。

- 門真市に居住し、かつ小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している児童であって、主に保護者の就労・病気等により、放課後家庭で保育することができない児童であること
- 過去の放課後児童クラブ費に未納がない世帯であること

※申込児童及びその兄弟姉妹にクラブ費の未納がある場合は、入会選考の対象とせず、入会を保留します。
 なお、納付確認が取れた場合は、その直近の選考の対象とします。

締切日、提出場所及び入会決定について

※入会日は、各月の1日付けとなります。

対象	申込期間【厳守】	提出場所及び受付時間【厳守】	結果通知
令和8年4月入会	①令和7年11月28日(金)から令和7年12月12日(金)まで 【一斉申込期間】	各放課後児童クラブ室 平日：下校時間～午後6時 土曜：午前8時30分～午後6時 保育幼稚園課育成グループ 平日：午前9時～午後5時30分	2月上旬に入会の可否を通知 (入会基準区分7の方を除く)
	②令和8年2月2日(月)から令和8年2月10日(火)まで ※①の入会決定後に選考を実施	保育幼稚園課育成グループ 平日：午前9時～午後5時30分	3月上旬に入会の可否を通知
年度途中の入会	③入会希望月の前月15日(土、日、祝日の場合は前開庁日)まで	保育幼稚園課育成グループ 平日：午前9時～午後5時30分	選考月の25日頃に入会の可否を通知

※①から③すべてにおいて、定員を超える場合は、空きが出るまでの間、待機となります。

※②③については、定員に空きがある場合のみ選考を行います。

※入会できなかった方については、自動的に次月以降の選考の対象となり、入会可能となった場合にのみ通知を送付いたします。次月以降の入会を希望しない場合は、保育幼稚園課育成グループにご連絡をお願いします。

※①の申込期間内に提出があった方のうち、2ページの門真市立放課後児童クラブ入会基準の区分が7の方は、②の申込期間の入会選考時に一定数の空きがある場合に選考の対象とします。結果については、3月上旬に通知します。

※利用期間は、原則として入会日から翌年3月までとなります。ただし、年度途中の退会は可能です。(退会願の提出要)

門真市立放課後児童クラブ入会基準

定員を超える申込みがあった場合、以下の基準により入会児童を決定します。

区分	内 容
1	①保護者が居宅外で労働している家庭の児童
	②保護者が長期にわたり疾病や怪我等の状態にあり、入院や通院、長期療養中にある家庭の児童
	③保護者の精神もしくは身体に障がいがある家庭の児童
	④保護者が日常的に親族等の介護をしている家庭の児童
2	ひとり親家庭で、同表中、区分3～6に該当する家庭の1～3年生の児童
3	保護者が居宅内で労働している家庭の児童
4	保護者が在学中もしくは職業訓練中である家庭の児童
5	保護者の出産日または出産予定日が入会日の前後2ヶ月以内の家庭の児童
6	保護者が求職活動中の家庭の児童
7	上記に当てはまらない家庭の児童

(注) 1. 児童の入会の順位は、区分1、区分2、区分3、・・・、区分7の順とします。

2. 同順位の場合は以下の項目を考慮して優先します。

低学年の児童、申込期間の区分、ひとり親家庭の児童、配慮が必要な児童

就労日数が多い、労働時間が長い家庭の児童、待機の期間が長い児童、

3. その他市長が必要と認める場合は、入会を決定することがあります。



提出書類

次の書類を提出してください。書類は必ず令和8年度の様式を使用し、必要箇所をすべて記入のうえ、左上1箇所をホッチキスどめしたものをご持参ください。

書類	必要数
【全員】入会申込書	児童1人につき1部
【全員】保護者の入会要件に関する添付書類 ※就労等の状況により添付書類が異なりますので、3ページの「入会対象区分ごとの添付書類一覧」を参照の上、必要な書類をご提出ください。	保護者の人数分（世帯につき各1部） ※ご夫婦でお勤めの場合は、それぞれの勤務先の雇用（内定）証明書が必要。兄弟姉妹の場合は雇用（内定）証明書等を兄姉に添付し、弟妹の入会申込書表面左上の余白部分に、「添付書類は〇年 兄（または姉） 兄姉の氏名 に添付」とご記入ください。
【右記の該当者のみ】配慮事項等調査票	入会申込書裏面における【健康状態「持病がある」／支援学級に在籍（予定）である「はい」／障がい者手帳を持っている「はい」】の1つ以上に該当する児童1人につき1部
【全員】門真市立放課後児童クラブ入会に関する確認（同意）書	児童1人につき1部

※提出書類の記載内容、添付書類に不備があった場合、受付できません。記載内容について、漏れや誤りがないか、提出前に必ずご確認ください。

※申請時から入会までの間に入会申込書及び添付書類の状況に変更が生じた場合は、随時保育幼稚園課育成グループに連絡の上、修正・再提出をお願いします。

※必要に応じて申請内容に関する実態の調査を行う場合があります。虚偽の証明があった場合、利用を停止

させていただきます。

※申込みについてよくある質問は、門真市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

入会対象区分ごとの添付書類		
入会対象区分	添付書類	提出にあたっての注意点
(A) 被雇用者 【(B) 以外の就労者】	- 雇用(内定)証明書 (被雇用者本人以外の方が記載してください) ※産前産後、育児休業中の方についても提出が必要	- 朱色で雇用主の印鑑または社印が押印されていること - 勤務日数及び勤務時間等が記載されていること (シフト制で勤務時間が不規則の場合は、「主な勤務時間の記載」または「直近2ヶ月の勤務予定表またはシフト表の写し」を添付) - 消えないボールペンで記載されており、修正箇所は二重線と朱色の雇用主の印鑑もしくは社印で訂正されていること
(B) 自営業(家族従業員、株式会社等の代表者を含む)	申立書	勤務日数及び勤務時間等が記載されていること
(C) 内職	申立書	
(D) 傷病	- 申立書 - 診断書の写し	- 申込日から3ヶ月以内に発行された診断書に、病名または病状等が記載されていること ※原則、療養期間の記載が必要
(E) 障がい	- 申立書 - 障がい者手帳または療育手帳の写し(氏名が記載されたページ)	精神障がい者手帳または療育手帳の場合は有効期限が記載されていること
(F) 看護・介護	- 申立書 - 看護・介護が必要な人の障がい者手帳、療育手帳または介護保険証の写し(氏名が記載されたページ)等	診断書の場合、看護・介護にあたる際の頻度、日数及び時間等が記載されていること
(G) 在学・職業訓練校等	- 申立書 - 学生証、通学証明書、決定通知書等の写し(入学前の場合は、合格通知書等の写し)	原則、入会日以降の在学状況が分かるもの
(H) 出産(出産前後2ヶ月以内)	- 申立書 - 母子健康手帳の写し(出産予定日または出産日が記載されたページ)	- 出産日または出産予定日が記載されていること ※出産日または出産予定日が入会日の前後2ヶ月以内であること
(I) 求職中	- 申立書 - 求職活動状況申告書 - 求職活動の状況がわかる提出書類	直近2カ月以内の求職活動の状況及び今後の予定を求職活動状況申告書に記載し、その状況がわかる書類(求人票の写し、企業からの通知の写し等、求職活動状況申告書でチェック☑した書類)を添付すること
(J) その他	申立書	

開設日および開設時間

- ・ 平日（月曜日から金曜日）：下校時間から午後 6 時まで（延長利用の場合は午後 7 時まで）
- ・ 土曜日、夏季などの長期休業期間、学校休業日：午前 8 時 30 分から午後 6 時まで（延長利用の場合は午後 7 時まで）

休会日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日、3 月 31 日

放課後児童クラブ費

月額 6,000 円、延長利用の場合は別途月額 1,800 円（合計月額 7,800 円）です。毎月末日（末日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日。12 月は 25 日）までに納付してください。納付方法は、原則口座振替をご利用ください。

延長利用について

延長利用【午後 6 時から午後 7 時まで（月額 1,800 円）】は、事前の申請が必要です。**入会と同時に延長利用を希望される場合は、「入会申込書」にて延長利用も併せてお申込みください。**なお、入会後に延長利用を希望される場合は、延長利用開始希望月の前月 15 日（土、日、祝日の場合は前開庁日）までが申請期限です。

※延長利用申請をされていない方が午後 6 時の時点でお迎えがない場合、出席停止処分もしくは退会処分等をさせていただく場合があります。午後 6 時を超える場合は、延長利用をお申込みください。

放課後児童クラブの利用に関する留意事項

- ① 利用料を 3 ヶ月以上滞納した場合は、退会処分となります。
- ② 放課後児童クラブ費（延長分も含む）については、結果的に利用がなかった場合でも、費用が発生いたします。
- ③ 入退会や延長の利用開始・停止について、口頭での申請は認められません。
- ④ 放課後児童クラブまたは保育幼稚園課育成グループからの緊急のお知らせなどは、一斉連絡メールシステム「安心でんしょばと」にてお知らせいたしますので、必ず登録してください。（登録方法は入会決定通知に同封いたします）

門真市立放課後児童クラブ一覧

※電話番号は、学校とは異なります

クラブ名	電話番号	クラブ名	電話番号
門真小学校放課後児童クラブ	06 - 6906 - 8690	上野口小学校放課後児童クラブ	072 - 885 - 8844
大和田小学校放課後児童クラブ	072 - 882 - 5133	速見小学校放課後児童クラブ	06 - 6909 - 0130
二島小学校放課後児童クラブ	072 - 883 - 0122	五月田小学校放課後児童クラブ	072 - 881 - 9221
北巢本四宮小学校放課後児童クラブ	072 - 884 - 4886	東小学校放課後児童クラブ	072 - 884 - 0117
古川橋小学校放課後児童クラブ	06 - 6900 - 3116	門真みらい小学校放課後児童クラブ	06 - 6904 - 3556
沖小学校放課後児童クラブ	072 - 882 - 6720	水桜学園放課後児童クラブ	072 - 883 - 6047

問合先

門真市こども部保育幼稚園課育成グループ TEL：06-6902-6404（直通）※平日 午前 9 時～午後 5 時 30 分まで